

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 母子保健福祉課

法令名	児童福祉法施行規則	法令の番号	昭和23年011号						
許認可等の種類	児童福祉施設の変更・認可内容変更の承認	根拠条項	第37条第6項						
審査基準	児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚令63号）及びその一部を改正する省令 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（昭和47年5月17日社庶第83号） 社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第13号） 社会福祉施設の長の資格要件について（ ” ” 14号） 等の規定を満たすとき								
	受付機関	母子保健福祉課	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	

